

技術提案実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和 7 年 3 月 4 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 令和 7 年度岡山県災害廃棄物処理図上訓練等運営支援業務
- (2) 契約期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (3) 履行場所 岡山県環境文化部循環型社会推進課の指定する場所
- (4) 委託金額（見積上限額）
金 4, 917, 000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 事業内容等 詳細は、「令和 7 年度岡山県災害廃棄物処理図上訓練等運営支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

2 事業の趣旨

県内市町村等の災害廃棄物処理体制をより実効性のあるものとするため、災害廃棄物処理を担当する自治体職員等を対象に、発災時の連携体制構築に向けた手順の確認や災害廃棄物処理に必要な知識及び技術の習得とともに、「岡山県災害廃棄物処理対策業務マニュアル」及び「岡山県市町村災害廃棄物処理対策業務マニュアル作成ガイドライン」（以下「県マニュアル等」という。）の習熟・検証を行うことを目的として災害廃棄物処理に関する図上訓練（以下「訓練」という。）を実施する。

本業務は、訓練が円滑に実施され、訓練の目的が達成できるよう、岡山県に対して支援を行うことを目的とする。

3 技術提案に参加できる者の資格

技術提案実施公告日から契約の相手方が特定される日までの間、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者

- 名簿」という。)に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類4 調査研究（情報・通信サービスを除く）、小分類1 調査・研究（社会経済分野）」のうち、格付区分がA又はBであること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

4 業務実施上の条件

- (1) 配置予定技術者の要件は、以下のとおりとする。
 - ・業務全体に責任を有し、かつ、同種業務又は類似業務の実績がある管理技術者を配置すること。
 - ・災害対策基本法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に精通し、災害廃棄物処理対応訓練の運営支援に係る手法に精通した技術者（同種業務又は類似業務の実績がある者とする。）を担当者として配置すること。
- (2) 訓練等に係る打合せ、事前研修会及び訓練時には管理技術者が出席するものとする。
- (3) 本業務の実施、その他これに関連又は付随して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。

5 契約条項を示す場所

岡山県環境文化部循環型社会推進課 一般廃棄物班
〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号
電話 (086) 226-7307

6 技術提案参加手続等

- (1) 令和7年度岡山県災害廃棄物処理図上訓練等運営支援業務技術提案書等作成

要領（以下「提案書作成要領」という。）（別紙１）、令和７年度岡山県災害廃棄物処理図上訓練等運営支援業務技術提案審査事項（以下「審査事項」という。）（別紙２）、令和７年度岡山県災害廃棄物処理図上訓練等運営支援業務技術提案参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）及び仕様書の配布期間及び場所

ア 配布期間 令和７年３月４日（火）から令和７年３月１４日（金）までの閉庁日を除く午前９時から午後５時まで

イ 配布場所 ５の契約条項を示す場所に同じ。なお、岡山県環境文化循環型社会推進課ホームページからダウンロードすることもできる。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/30/>

(2) 資格確認申請書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和７年３月１４日（金） 午後５時（必着）

イ 提出場所 ５の契約条項を示す場所に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、アの提出期限までに必着のこと。）

エ 提出書類 資格確認申請書（様式第１号）

(3) 技術提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

資格確認申請書等を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対しては、令和７年３月２１日（金）までに参加資格不適合通知書（様式第２号）によりその旨を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

参加資格不適合通知書を受け取った者は、通知を受け取った日から起算して７日以内に、(4)ウの宛先に電子メールを送付する方法により、不適合理由の説明を求める書面を提出することができる。

(4) 技術提案に当たっての質問の受付及び回答

ア 受付期限 令和７年３月１４日（金） 午後５時（必着）

イ 方 法 質問・回答書（様式第３号）により電子メールで行うこと。
電話や口頭による質疑には応じない。
なお、送信後には、電話にて着信を確認すること。

ウ 宛 先 岡山県環境文化循環型社会推進課一般廃棄物班
メールアドレス：junkan@pref.okayama.lg.jp

エ 回答方法 本公告を掲載したウェブサイトへ回答を掲載する。ただし、

本技術提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

(5) 参考資料の提供

(2)の資格確認申請書等の提出のあった者に対し、技術提案書作成のための参考資料として、県マニュアル等及び訓練実施要領（シナリオ、訓練付与情報を含む。）素案並びに岡山県廃棄物部局組織体制を提供する。

7 技術提案書の提出等

(1) 技術提案書の提出

技術提案参加者は、提案書等作成要領（別紙1）により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和7年3月21日（金） 午後5時（必着）

イ 場 所 上記5の契約条項を示す場所に同じ

ウ 提出書類 様式第4号・・・・・・・・・・・・・・1部
技術提案書・・・・・・・・・・・・・・正本1部、副本5部
付属資料（必要に応じて）・・・・・・6部
添付資料

・会社概要書（パンフレット）・・1部

・実績に記載する業務について、その内容が判断できる資料（特記仕様書等）・・・・・・1部

エ 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、アの提出期限までに必着のこと。）

(2) 技術提案内容のヒアリング

技術提案参加者には、必要に応じて(1)により提出した書類についてのヒアリングを行うこととし、実施する場合の日時・場所等については、追って連絡する。

なお、ヒアリングを実施する際には、必要な資料の提出を求めることがある。

8 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 委託候補者の選定

審査事項（別紙2）に基づき、上記7による書類の内容により得点が最も高かった者を委託候補者に選定し、令和7年3月28日（金）までに審査結果通知書（選定）（様式第5号）により電子メール等で通知する。

その他の者に対しては、同日までに審査結果通知書（非選定）（様式第6

- 号)により電子メール等で結果を通知する。
- (2) 委託候補者の決定後、提出された技術案を基本として当該事業者と岡山県と協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 153 条及び第 155 条の規定による。
- (4) 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令の定めるところによる。

9 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 技術提案に参加する資格のない者及び上記 6 の(2)アの期限までに所定の資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 技術提案書が、上記 7 の(1)アの提出期限を超えて提出されたとき。
- (3) 提案見積が、上記 1 の(4)の条件を満たさないとき。
- (4) 提案者が、上記 7 の(2)に規定する説明を行わなかったとき。
- (5) 技術提案書から 4 の条件を満たすことが確認できないとき。
- (5) 技術提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (6) 提案者が、上記 3 に定める技術提案に参加できる資格を喪失したとき。
- (7) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 その他

- (1) 本事業について、県の令和 7 年度予算において予算措置された場合に限り事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続きに係る一切について、いかなる効力も発生しないものである。
- (2) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問合わせには応じない。
- (3) 提出された提案書等の追加及び修正は認めない。
- (4) 提出する提案書は、技術提案参加者ごとに 1 案のみとする。
- (5) 技術提案及びヒアリング対応等に係るすべての費用は、参加者の負担とする。
- (6) 提出された書類は、委託候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (7) 提出された提案書等は採否にかかわらず返却しない。
- (8) 審査経過は公表しない。
- (9) 委託候補者決定後、提案内容について一部調整する場合がある。